

第2節 下水道

1 事業計画（下水道管路部 下水道事業調整課）

処理区名	事業計画		
	計画 処理面積	計画 処理人口	排水区名
三 宝	ha 1,907	人 149,540	臨海、大和川、古川、陵西、陵北、土居川、金岡
石 津	1,756	170,470	湊石津、鳳、浜寺、家原、上野芝、百舌鳥
泉 北	4,295	242,950	和田川、石津川、陶器川、百舌鳥、深井
今 池 〔大和川下流西部〕 〔流域関連公共下水道〕	3,073	194,463	(処理分区名) 今井戸東除川、堺狭山、西除川左岸、西除川右岸
北 部 〔南大阪湾岸北部〕 〔流域関連公共下水道〕	83	5,061	—
合 計	11,114	762,484	

2 計画変更の経緯（下水道管路部 下水道事業調整課）

（令3.3.31現在）

区 分		変更年月日	市域面積	総人口	事 業 の 概 要		
					計画面積	計画人口	事 業 費
公 共 下 水 道	当 初	昭27. 8. 6	ha 5,248	人 229,290	ha 553	人 97,240	百万円 500
	1次変更	33. 2. 5	5,642	272,751	1,098	219,720	2,270
	2 "	34. 3. 13	6,178	292,944	1,098	219,720	2,305
	3 "	35. 10. 11	9,761	339,863	1,169	232,520	2,369
	4 "	40. 3. 1	12,815	439,612	1,621	301,930	7,642
	5 "	44. 2. 14	13,137	545,059	2,414	421,053	21,500
	6 "	50. 3. 5	13,290	726,088	2,711	365,800	108,800
	7 "	53. 3. 8	13,293	778,309	2,711	365,800	148,000
	8 "	54. 8. 7	13,328	793,482	2,721	365,800	152,300
	9 "	59. 2. 9	13,414	810,482	2,750	368,500	153,810
	10 "	60. 3. 22	13,414	810,104	4,377	548,500	176,414
	11 "	61. 1. 23	13,414	809,734	4,377	548,500	176,414
	12 "	63. 2. 23	13,414	807,680	4,377	548,500	165,983
	13 "	平元. 5. 11	13,677	806,212	5,373	587,000	283,877
	14 "	元. 7. 4	13,677	806,212	5,373	587,000	283,877
	15 "	4. 6. 5	13,677	800,596	5,373	587,000	298,785
	16 "	5. 3. 17	13,677	800,596	5,373	587,000	298,785
	17 "	7. 6. 5	13,678	794,379	6,239	678,500	392,715
	18 "	8. 4. 24	13,679	793,711	6,244	687,900	413,309
	19 "	10. 6. 13	13,679	798,796	6,244	687,900	415,204
	20 "	10. 12. 24	13,679	798,796	6,244	687,900	420,670
	21 "	12. 4. 10	13,679	798,796	6,244	687,900	428,049
	22 "	12. 12. 1	13,679	798,383	7,392	728,400	469,854
	23 "	18. 3. 30	14,999	841,446	7,642	638,900	528,519
	24 "	19. 1. 27	14,999	844,061	7,642	638,900	532,819
	25 "	19. 12. 21	14,999	846,042	7,642	638,900	593,219
	26 "	20. 5. 27	14,999	847,775	7,832	638,900	599,882
	27 "	22. 4. 6	14,999	849,940	7,904	639,500	614,245
	28 "	24. 3. 15	14,999	850,737	7,914	639,500	584,138
	29 "	25. 11. 26	14,999	848,154	7,914	639,500	577,771
	30 "	26. 2. 26	14,999	848,154	7,924	639,500	585,592
	31 "	27. 6. 12	14,982	844,899	7,928	639,800	616,797
	32 "	29. 3. 30	14,982	842,545	7,940	571,750	612,306
	33 "	30. 3. 29	14,982	838,936	7,943	570,570	620,196
	34 "	令元. 10. 11	14,982	833,559	7,956	570,640	619,789
35 "	3. 2. 18	14,982	829,924	7,958	562,960	674,984	

（次頁へ続く）

(前頁の続き)

区 分		変更年月日	市域面積	総人口	事業の概要		
					計画面積	計画人口	事業費
流 公 域 共 下 関 水 連 道	当 初	昭42. 3. 27	13,029	486,030	—	—	2,900
	1次変更	43. 9. 19	13,029	541,405	138	37,500	1,175
	2 "	57. 2. 5	13,414	805,452	760	86,200	26,000
	3 "	63. 2. 12	13,414	807,680	760	86,200	26,000
	4 "	平元. 3. 6	13,677	806,212	760	71,800	34,721
	5 "	3. 3. 28	13,677	800,331	1,008	99,800	41,905
	6 "	5. 3. 31	13,677	799,479	1,442	156,200	68,207
	7 "	10. 9. 14	13,679	798,796	1,664	177,900	78,602
	8 "	12. 10. 6	13,679	798,383	1,954	199,530	93,675
	9 "	17. 3. 31	14,999	840,647	2,706	237,515	140,281
	10 "	20. 3. 18	14,999	846,042	2,717	237,594	140,340
	"	20. 3. 28	14,999	846,042	2,959	238,810	145,726
	11 "	23. 2. 18	14,999	849,940	3,122	239,450	147,151
	12 "	24. 2. 1	14,999	850,737	3,122	239,450	147,153
	13 "	27. 3. 20	14,981	846,778	3,134	219,726	151,618
	14 "	29. 7. 25	14,982	841,920	3,145	220,727	153,963
15 "	30. 10. 23	14,982	838,166	3,148	198,790	156,344	
16 "	令3. 3. 11	14,982	829,924	3,156	199,524	170,020	
合 計					11,114	762,484	845,004

(注) 1, 計画面積、計画人口、事業費の合計の数値は、「公共下水道・35次変更」と「流域関連公共下水道・16次変更」の数値を合算したものである。

2, 泉北ニュータウンは「公共下水道・10次変更」以降に含む。

3 進捗状況

(1) 行政区域内人口に対する普及率 (下水道管路部 下水道事業調整課) (令3. 3. 31現在)

行政区域内人口 (人)	実処理区域人口		処理区域人口	
	人口(人)	普及率(%)	人口(人)	普及率(%)
829,924	829,689	99.9	817,253	98.5

(注) 処理区域とは、公共下水道が整備され、排除された汚水を終末処理場によって処理することができる区域で、下水道法第9条第2項による公示(告示)が行われた区域である。実処理区域とは、公示にかかわらず汚水を終末処理場によって処理することができる区域である。

(2) 全体計画区域面積に対する普及率 (下水道管路部 下水道事業調整課) (令3. 3. 31現在)

全体計画区域面積 (ha)	実処理区域面積		処理区域面積	
	面積(ha)	普及率(%)	面積(ha)	普及率(%)
12,707	10,756	84.6	10,172	80.0

(注) 全体計画区域面積とは、下水道必要整備区域である。

(3) 水洗化率 (サービス推進部 給排水設備課)

(令 3. 3. 31現在)

水洗化人口(人) (A)	処理区域内人口(人) (B)	水洗化率(%) $\frac{(A)}{(B)} \times 100$
782, 156	817, 253	95. 7

(4) 下水道法事業計画に対する進捗 (下水道管路部 下水道事業調整課)

(令 3. 3. 31 現在)

区 分	下水道法事業計画	施 工 済
下水処理場	303, 900m ³ /日	303, 900m ³ /日
処 理 面 積	11, 114 ha	10, 172 ha
処 理 人 口	829, 915 人	817, 253 人

(注) 上記下水処理場の下水道法事業計画値と施工済の処理能力については、和泉市を含んだ値である。

4 施 設

(1) 下水処理場 (下水道管路部 下水道事業調整課)

名 称	所 在 地	敷地面積 (m ²)	現況処理方法	処理水量 (m ³ /日)	
				計画下水水量 (日最大)	現況能力
三 宝	堺区松屋大和川通 4 丁、堺区 築港八幡町地内・堺区匠町 1 (TEL 232-4958)	133, 370	ステップ流入式多段 硝化脱窒法及び急速 ろ過法(凝集剤添加)	105, 700	120, 200
石 津	西区石津西町地内 (TEL 244-0738)	52, 380	標準活性汚泥法	75, 600	76, 400
泉 北	中区八田西町 1 丁地内 (TEL 278-3303)	168, 000	・標準活性汚泥法 ・循環式硝化脱窒型 膜分離活性汚泥法 (凝集剤添加) ・嫌気無酸素好気法 (凝集剤添加)	99, 400	107, 300

(2) 下水ポンプ場（下水道施設部 三宝水再生センター）

名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)	種 別	施 設	
				計 画	現 況
古 川	堺区神南辺町5丁地内	11,380	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ8台 汚水ポンプ8台	雨水ポンプ3台 汚水ポンプ4台
堅 川	堺区戎島町5丁地内	1,730	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ3台	雨水ポンプ5台 汚水ポンプ4台
出 島	堺区出島浜通地内	7,000	汚水中継	汚水ポンプ3台	汚水ポンプ3台
湊 石 津	西区浜寺石津町西2丁地内	3,000	雨水排除	雨水ポンプ7台	雨水ポンプ7台
戎 橋	堺区石津町4丁地内	580	雨水排除 汚水中継	雨水ポンプ2台 汚水ポンプ3台	雨水ポンプ2台 汚水ポンプ3台
浜 寺	西区浜寺諏訪森町西3丁地内	7,220	雨水排除	雨水ポンプ7台	雨水ポンプ7台
津 久 野	西区津久野町3丁地内他	19,600	雨水排除	雨水ポンプ4台	—



三宝水再生センター



浜寺下水ポンプ場

(3) 貯留施設（下水道管路部 下水道事業調整課）

排水区域より幹線へ流入する雨水を一時貯留することにより、幹線の負担を低減し、浸水を解消することを目的として、適所に貯留施設を計画している。

名 称	位 置	容 量	備 考
南向陽調整池	堺区材木町東4丁 堺区車之町東3丁	15,000 m ³	施工済
芦ヶ池調整池	堺区向陵東町3丁	5,000	施工済
新池調整池	北区長曾根町	2,200	施工済
新池調整池	東区菩提町5丁	15,100	施工済
窪田池調整池	北区金岡町	16,500	施工済
信濃池調整池	北区中百舌鳥町3丁	6,100	計 画
加古里池調整池	東区野尻町	5,700	計 画

5 下水管路施設等の維持管理（下水道管路部 西部下水道サービスセンター）

公示区域内における公共下水道の維持管理については、所管区域ごとに各下水道サービスセンターで行っている。

名 称	所 在 地	所 管 区 域
西部下水道サービスセンター	北区百舌鳥梅北町 2-57-1	堺区、西区の区域
北部下水道サービスセンター	北区百舌鳥梅北町 2-57-1	北区、東区、美原区の区域
南部下水道サービスセンター	中区八田西町 1-2-1	中区、南区の区域

6 使用料等

(1) 下水道使用料（経営企画室）

1ヵ月当り

（平 29.10.1 改正）

区 分	基本使用料	従量使用料	
		汚水量	使用料 (1 m ³ につき)
一般汚水	665 円	1～10m ³	50 円
		11～20m ³	140 円
		21～30m ³	200 円
		31～50m ³	210 円
		51～100m ³	270 円
		101～500m ³	335 円
		501～1,000m ³	360 円
		1,001m ³ 以上	395 円
浴場汚水	汚水量 1 m ³ につき		22 円

（注）下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

令和 2 年度使用料徴収状況（サービス推進部 事業サービス課）（令 3.3.31 現在）

調 定 額(千円)	収 入 済 額(千円)	収 納 率(%)
15,877,249	12,433,561	78.31

（注 1）金額は消費税額等を含む。

（注 2）下水道使用料については、水道料金とともに徴収しており、一旦、水道事業会計に預かり金として入金され、翌月に下水道事業会計に収入されるため、水道料金より約 1 か月遅れての収入となっている。請求は調定の翌月に行われるため、3 月請求となる 2 月調定分及び翌年度 4 月請求となる 3 月調定分は 3 月末時点では収入済額に計上されない。

(2) 受益者負担金（サービス推進部 給排水設備課）

下水道の建設費の一部に充てるため、排水区域内に存する土地の所有者又は権利者から土地の面積に応じて徴収する。

- ① **単位負担金額** 三宝A負担区115円/m²、三宝B負担区100円/m²、三宝C負担区140円/m²
三宝D負担区153円/m²、石津負担区106円/m²、石津B負担区146円/m²
今池A負担区115円/m²、今池B負担区130円/m²、今池C負担区148円/m²
津久野A負担区125円/m²、浜寺堀上緑負担区159円/m²
中央負担区197円/m²、中央B負担区257円/m²、臨海負担区114円/m²
西除川左岸第一負担区604円/m²、西除川左岸第二負担区604円/m²
西除川右岸第一負担区620円/m²、西除川右岸第二負担区620円/m²
今井戸東除川第一負担区620円/m²、美原第6負担区432円/m²
美原第7負担区494円/m²
- ② **納付方法** 15回分割納付（1年を3期に分けて5カ年で納付）
令和2年度収入済額は、18,809千円であった。

(3) **私道の下水管の整備**（下水道管路部 下水道建設課）

① **私道公共下水道布設制度**

私道内への公共下水道の布設要望に際し、適用条件を満たす場合、市が布設工事を行っている。令和2年度の布設決定件数は2件であった。

② **私道排水設備工事補助金制度**

私道内の排水設備工事に際し、適用条件を満たす場合、補助基準額のうち排水管工事及びこれに伴う地下埋設物の移設工事については100分の95、舗装復旧工事については100分の80を乗じた額を補助している。令和2年度の交付件数は0件、交付総額は0千円であった。

7 令和2年度決算（サービス推進部 事業サポート課）

(1) 収益的収支

区 分	金額（千円）	構成比（％）	対前年度比	
			増加額	伸率（％）
収益的収入	27,899,440	100.0	△ 4,358,461	△ 13.5
下水道使用料	14,433,863	51.7	△ 138,173	△ 0.9
受託工事収益	248,756	0.9	3,782	1.5
他会計繰入金	7,166,377	25.7	△ 630,118	△ 8.1
長期前受金戻入	5,820,880	20.9	△ 1,717,004	△ 22.8
そ の 他	229,564	0.8	△ 1,876,948	△ 89.1
収益的支出	26,181,443	100.0	△ 5,445,188	△ 17.2
人 件 費	1,632,390	6.3	67,729	4.3
動 力 費	506,898	1.9	△ 86,378	△ 14.6
委 託 料	2,425,686	9.3	△ 107,126	△ 4.2
減価償却費	14,824,466	56.6	△ 184,388	△ 1.2
支 払 利 息	3,852,755	14.7	△ 386,379	△ 9.1
そ の 他	2,939,248	11.2	△ 4,748,646	△ 61.8
収益的収支	1,717,997	—	1,086,727	172.1
当年度未処分利益剰余金	1,905,437	—	1,717,997	△ 916.6

（注）総務省へ提出する「地方公営企業決算の状況」に基づく数値である。

(2) 資本的収支

区 分	金額 (千円)	構成比 (%)	対前年度比	
			増加額	伸率 (%)
資本的収入	15,551,254	100.0	△ 2,518,699	△ 13.9
企業債	11,711,300	75.3	△ 1,259,900	△ 9.7
国庫補助金	3,099,465	19.9	△ 1,371,219	△ 30.7
工事負担金	49,120	0.3	△ 10,249	△ 17.3
他会計補助金	486,068	3.1	9,124	1.9
固定資産売却代金	193,288	1.3	118,798	159.5
その他	12,013	0.1	△ 5,253	△ 30.4
資本的支出	26,972,385	100.0	△ 2,399,668	△ 8.2
建設改良費	10,076,986	37.4	△ 3,018,277	△ 23.0
企業債償還金	16,834,907	62.4	620,134	3.8
その他	60,492	0.2	△ 1,525	△ 2.5
資本的収支	△ 11,421,131	—	△ 119,031	1.1

(注) 1, 総務省へ提出する「地方公営企業決算の状況」に基づく数値である。

2, 資本的収支不足額は、損益勘定留保資金等で補てんした。

8 堺市下水道ビジョン（改定版）（経営企画室）

(1) 策定年月

平成23年6月策定、平成28年3月改定

(2) 取組期間

平成23年度から令和2年度までの10年間

(3) 使命

『安全安心なライフラインの確保』

『将来に向けて快適な暮らしの確保』

(4) 方向性と戦略

方向性：『拡張』から『持続・進化』へ

戦 略：『選択と集中』『多様な主体との協働』

(5) 基本方針と施策

基本方針	施策
快適な暮らしを実現する	衛生的に暮らせるまちの実現
安全・安心な暮らしと都市機能の保全を実現する	雨に強いまちの実現
	震災に強いまちの実現
環境の保全及び潤いと活力ある地域づくりに貢献する	川や海の水環境が良好に保たれるまちの実現
	潤いと活力のあるまちの実現
	地球温暖化対策を推進するまちの実現
持続的かつ安定的なサービスを提供する	下水道が安定的に機能するまちの実現
しんらいを築く堺の下水道への挑戦	お客さまとのパートナーシップの形成
	人材育成の充実・運営体制の強化
	先進的な取組への挑戦

9 流域下水道（下水道管路部 下水道事業調整課）

流域下水道とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するための下水道で、もっぱら地方公共団体が管理する下水道（流域関連公共下水道）から排出される下水を受ける下水道幹線であり、必ず終末処理場を有するものである。大阪府下で実施・計画されている流域下水道には7つの流域下水道があり、本市が関係する流域下水道には大和川下流及び南大阪湾岸流域下水道がある。これらの事業主体は大阪府であるが、建設費の割合は国 1/2 又は 2/3、府 1/4 又は 1/6 であり、残りを地元市町村が負担する。各市町村間の分担割合は、市街化面積割、計画流入区域面積割、計画流入水量割等が採られている。

(1) 大和川下流流域下水道

公共用水域の水質の保全に関する法律に基づく大和川本川の指定及び水質基準の設定により、昭和45年8月、大阪府が大和川下流西部流域下水道を計画決定した。また、同年9月大和川に水質汚濁に係る環境基準の水域指定がなされ、さらに昭和46年9月には、大和川下流流域下水道のうち東部及び南部流域下水道が計画決定された。なお、昭和60年6月今池処理場(処理能力40,000m³/日)が供用開始され、現在処理能力は211,000m³/日に達し、これらの3流域下水道とも事業実施中である。

名 称	計画処理面積	計画処理人口	関 係 市 町 村
大和川下流西部流域下水道	6,251 ha	381,300 人	大阪市、堺市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、八尾市、大阪狭山市
大和川下流東部流域下水道	6,816 ha	237,500 人	藤井寺市、羽曳野市、富田林市、柏原市、八尾市、河南町、太子町、千早赤阪村、堺市
大和川下流南部流域下水道	5,139 ha	211,200 人	富田林市、河内長野市、大阪狭山市
合 計	18,206 ha	830,000 人	13 市町村

(2) 南大阪湾岸流域下水道

南大阪湾岸地域において、近年、工業、商業等生活活動が活発化し、これに伴う人口増加による河海の水質汚濁の進行が懸念されるに至り、昭和46年12月大阪湾に、昭和48年3月南大阪湾岸諸河川に水質環境基準が設定され、昭和49年3月南大阪湾岸北部流域下水道が計画決定、昭和62年4月には北部処理場(処理能力22,500m³/日)が供用開始され、現在処理能力は232,200m³/日に達した。本流域下水道には、本市西南部の鳳西町、上、原田他約115haの区域並びに計画処理人口約5,100人が計画されている。

名 称	計画処理面積	計画処理人口	関 係 市 町 村
南大阪湾岸北部流域下水道	12,625 ha	542,400 人	堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、忠岡町
南大阪湾岸中部流域下水道	6,744 ha	247,200 人	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、熊取町、田尻町
南大阪湾岸南部流域下水道	4,292 ha	137,600 人	泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町
合 計	23,661 ha	927,200 人	13 市町